省　令

○経済産業省令第六十一号

輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年九月十八日

経済産業大臣　武藤　容治

輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令の一部を改正する省令

輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令（平成十三年経済産業省令第二百四十九号）を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表 一～五　（略） （削る）	**別表** 一～五　（略） 六　化学物質の開発若しくは製造（経済産業大臣が告示で定めるものを除く。）、微生物若しくは毒素の開発等、ロケット若しくは無人航空機（本則第一号に規定する核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置を運搬することができるものであってその射程若しくは航続距離が三百キロメートル以上のものを除く。）の開発等又は宇宙に関する研究（経済産業大臣が告示で定めるものを除く。）であって、軍若しくは国防に関する事務をつかさどる行政機関が行うもの若しくはこれらの者から委託を受けて行うことが明らかにされているもの。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和七年十月九日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○経済産業省令第六十二号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十七条第五項の規定に基づき、貿易関係貿易外取引等に関する省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年九月十八日

経済産業大臣　武藤　容治

貿易関係貿易外取引等に関する省令の一部を改正する省令

貿易関係貿易外取引等に関する省令の一部を改正する省令（令和七年経済産業省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

本則の表改正後欄第九条第二項第八号中「電機通信」を「電気通信」に改め、同項第十四号中「輸出令別表第三掲げる」を「輸出令別表第三に掲げる」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

法規的告示

○総務省告示第三百十九号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）第二条の二第二項の規定に基づき、令和二年総務省告示第三百九十九号（無線局であって、他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがある地域として当該無線局の送信設備の設置場所又は移動範囲とすることができない地域を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年九月十八日

総務大臣　村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表第七	**別表第七**
空港その他の飛行場	空港その他の飛行場
［略］	［同上］
石垣空港（沖縄県石垣市）	新石垣空港（沖縄県石垣市）
［略］	［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○経済産業省告示第百三十六号

輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令別表第六号の規定により経済産業大臣が告示で定める化学物質の開発又は製造及び宇宙に関する研究（平成十三年経済産業省告示第七百六十一号）は、令和七年十月八日限り廃止する。

令和七年九月十八日

経済産業大臣　武藤　容治

○経済産業省告示第百三十七号

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令（平成二十三年政令第三百六十二号）第四条第一項の規定に基づき、インバランスリスク単価等を定める告示（平成二十四年経済産業省告示第百四十四号）の一部を次の表のように改正する。

令和七年九月十八日

経済産業大臣　武藤　容治

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（賦課金の特例に係る製造業以外の業種に係る倍数）	（賦課金の特例に係る製造業以外の業種に係る倍数）
第一条　再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令（以下「令」という。）第四条第一項の規定に基づき経済産業大臣が定める数は、製造業に係る電気	**第一条**　再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令（以下「令」という。）第四条第一項の規定に基づき経済産業大臣が定める数は、製造業に係る電気